

第 10 号議案

令和 2 年 6 月 12 日
任 用 給 与 課

職員の職務専念義務の免除及び給与等の取扱いについて

下記の事項について、適当と認め、協議・申請のとおり同意・承認する。

記

新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の職務専念義務の免除及び給与等の取扱いに関する臨時措置について

新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の職務専念義務の免除及び給与等の取扱いに関する臨時措置について

(知事・教育委員会・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・東京海区漁業調整委員会・警視庁・東京消防庁・交通局・水道局・下水道局)

新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の職務専念義務の免除について同意し、給与等の減額の免除について承認する。

項目	内容
対象職員	新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受ける者（会計年度任用職員を含む）
取扱いの内容	新型コロナウイルス感染症に関する抗体検査を受けるために公務に支障のない範囲で必要と認める時間について、職務に専念する義務の免除並びに給与及び報酬の減額免除をすることができる
申請理由	新型コロナウイルス感染症対策として、都として抗体検査に積極的に協力する必要があるため
期間	令和2年6月1日から当面の間

なお、交通局、水道局及び下水道局については、職務専念義務の免除のみについて同意する。

○参考

【職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（抄）】

第二条 職員があらかじめ任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)の承認を得て、職務に専念する義務を免除される場合は、次に掲げる場合とする。

1～6（略）

7 その他特別の事由のある場合

第三条 任命権者が前条第七号の規定により職員の職務に専念する義務を免除しようとするときは、あらかじめ人事委員会の意見を聴かななければならない。

【任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（抄）】

第二条 任命権者は職員が職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に規定する正規の勤務時間に勤務しない場合において、勤務しないことにつき給与の減額の免除を申請したときは別表に定める基準に従い、これを承認することができる。

別表 1～13（略）

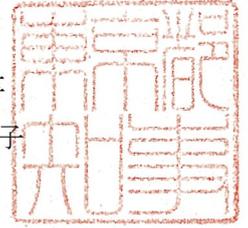
14 前各号のほか、あらかじめ人事委員会の承認を経て任命権者が定めた事項



2 総人第 497 号
令和 2 年 6 月 8 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子



新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の
職務専念義務の免除及び給与等の取扱いに関する臨時措置について（協議・申請）

新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）に係る抗体検査の実施に伴い、下記職員については、職務に専念する義務を免除することができるよう措置したいので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和 27 年東京都人事委員会規則第 1 号）第 3 条の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

あわせて、給与の減額免除については、任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和 27 年東京都人事委員会規則第 3 号）第 2 条別表第 1 4 号の承認を、報酬の減額免除については、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第 8 号）第 1 5 条第 2 項第 4 号に規定する任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準第 2 条別表第 1 4 項の承認を得たく、申請します。

記

1 対象職員

新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受ける者

2 取扱いの内容

新型コロナウイルス感染症に関する抗体検査を受けるために公務に支障のない範囲で必要と認める時間について、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除をすることができる。

3 申請理由

新型コロナウイルス感染症対策として、都として抗体検査に積極的に協力する必要があるため。

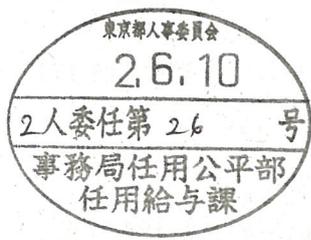
4 会計年度任用職員に関する取扱い

会計年度任用職員については、以下のとおりとする。

- (1) 職務専念義務 免除する
- (2) 報酬減額 免除する

5 期間

この取扱いは、令和 2 年 6 月 1 日から当面の間とする。



2教人職第472号
令和2年6月8日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会



新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の
職務専念義務の免除及び給与等の取扱いに関する臨時措置について（協議・申請）

新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。）に係る抗体検査の実施に伴い、下記職員については、職務に専念する義務を免除することができるよう措置したいので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

あわせて、給与の減額免除については、任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14号及び学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（昭和31年東京都教育委員会規則第23号）第2条別表第15号の規定による承認を得たく、申請します。

報酬の減額免除については、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）第15条第2項第4号に規定する任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準第2条別表第14項、都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和49年東京都教育委員会規則第24号）第23条の3第1項に規定する学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則第2条別表第15号及び都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成19年東京都教育委員会規則第60号）第29条第1項に規定する学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則第2条別表第15号の規定による承認を得たく、申請します。

記

1 対象職員

新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受ける者

2 取扱いの内容

新型コロナウイルス感染症に関する抗体検査を受けるために公務に支障のない範囲で必要と認める時間について、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除をすることができる。

3 申請理由

新型コロナウイルス感染症対策として、都として抗体検査に積極的に協力する必要があるため。

4 会計年度任用職員に関する取扱い

会計年度任用職員については、以下のとおりとする。

- (1) 職務専念義務 免除する
- (2) 報酬減額 免除する

5 期間

この取扱いは、令和2年6月1日から当面の間とする。



2議総第242号
令和2年6月8日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長
石川良



新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の
職務専念義務の免除及び給与等の取扱いに関する臨時措置について（協議・申請）

新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。）に係る抗体検査の実施に伴い、下記職員については、職務に専念する義務を免除することができるよう措置したいので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

あわせて、給与の減額免除については、任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14号の承認を、報酬の減額免除については、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）第15条第2項第4号に規定する任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

記

1 対象職員

新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受ける者

2 取扱いの内容

新型コロナウイルス感染症に関する抗体検査を受けるために公務に支障のない範囲で必要と認める時間について、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除をすることができる。

3 申請理由

新型コロナウイルス感染症対策として、都として抗体検査に積極的に協力する必要があるため

4 会計年度任用職員に関する取扱い

会計年度任用職員については、以下のとおりとする。

- (1) 職務専念義務 免除する
- (2) 報酬減額 免除する

5 期間

この取扱いは、令和2年6月1日から当面の間とする。

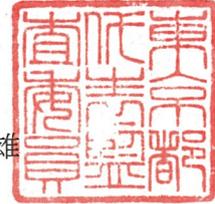


2 監 総 第 1 8 7 号
令和 2 年 6 月 8 日

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員

茂 垣 之 雄



新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の
職務専念義務の免除及び給与等の取扱いに関する臨時措置について（協議・申請）

新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。）に係る抗体検査の実施に伴い、下記職員については、職務に専念する義務を免除することができるよう措置したいので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

あわせて、給与の減額免除については、任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14号の承認を、報酬の減額免除については、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）第15条第2項第4号に規定する任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

記

1 対象職員

新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受ける者

2 取扱いの内容

新型コロナウイルス感染症に関する抗体検査を受けるために公務に支障のない範囲で必要と認める時間について、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除をすることができる。

3 申請理由

新型コロナウイルス感染症対策として、都として抗体検査に積極的に協力する必要があるため。

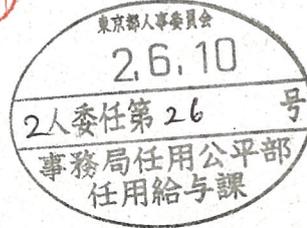
4 会計年度任用職員に関する取扱い

会計年度任用職員については、以下のとおりとする。

- (1) 職務専念義務 免除する
- (2) 報酬減額 免除する

5 期間

この取扱いは、令和2年6月1日から当面の間とする。



2選総第295号
令和2年6月8日

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会
委員長 澤野正明



新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の職務専念義務の免除及び給与等の取扱いに関する臨時措置について（協議・申請）

新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。）に係る抗体検査の実施に伴い、下記職員については、職務に専念する義務を免除することができるよう措置したいので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

あわせて、給与の減額免除については、任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14号の承認を、報酬の減額免除については、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）第15条第2項第4号に規定する任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

記

1 対象職員

新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受ける者

2 取扱いの内容

新型コロナウイルス感染症に関する抗体検査を受けるために公務に支障のない範囲で必要と認める時間について、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除をすることができる。

3 申請理由

新型コロナウイルス感染症対策として、都として抗体検査に積極的に協力する必要があるため。

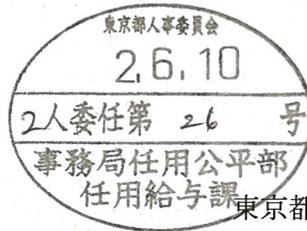
4 会計年度任用職員に関する取扱い

会計年度任用職員については、以下のとおりとする。

- (1) 職務専念義務 免除する
- (2) 報酬減額 免除する

5 期間

この取扱いは、令和2年6月1日から当面の間とする。



2人委総第186号
令和2年6月8日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会

委員長 青山 倫



新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の
職務専念義務の免除及び給与等の取扱いに関する臨時措置について（協議・申請）

新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。）に係る抗体検査の実施に伴い、下記職員については、職務に専念する義務を免除することができるよう措置したいので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

あわせて、給与の減額免除については、任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14号の承認を、報酬の減額免除については、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）第15条第2項第4号に規定する任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

記

1 対象職員

新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受ける者

2 取扱いの内容

新型コロナウイルス感染症に関する抗体検査を受けるために公務に支障のない範囲で必要と認める時間について、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除をすることができる。

3 申請理由

新型コロナウイルス感染症対策として、都として抗体検査に積極的に協力する必要があるため。

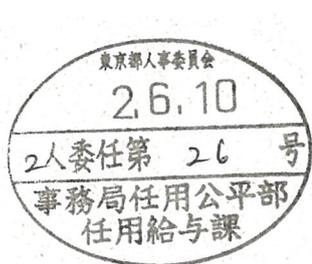
4 会計年度任用職員に関する取扱い

会計年度任用職員については、以下のとおりとする。

- (1) 職務専念義務 免除する
- (2) 報酬減額 免除する

5 期間

この取扱いは、令和2年6月1日から当面の間とする。

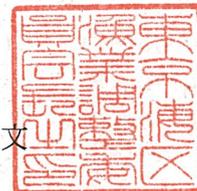


2 東京漁調第 39 号
令和 2 年 6 月 8 日

東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文



新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の
職務専念義務の免除及び給与等の取扱いに関する臨時措置について（協議・申請）

新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）に係る抗体検査の実施に伴い、下記職員については、職務に専念する義務を免除することができるよう措置したいので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和 27 年東京都人事委員会規則第 1 号）第 3 条の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

あわせて、給与の減額免除については、任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和 27 年東京都人事委員会規則第 3 号）第 2 条別表第 14 号の承認を得たく、申請します。

記

1 対象職員

新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受ける者

2 取扱いの内容

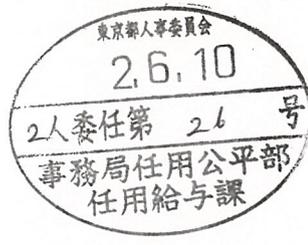
新型コロナウイルス感染症に関する抗体検査を受けるために公務に支障のない範囲で必要と認める時間について、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除をすることができる。

3 申請理由

新型コロナウイルス感染症対策として、都として抗体検査に積極的に協力する必要があるため。

4 期間

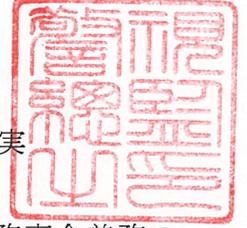
この取扱いは、令和 2 年 6 月 1 日から当面の間とする。



監. 警. 人1. 監第2851号
令和2年6月8日

東京都人事委員会 殿

警 視 総 監
齊 藤



新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の職務専念義務の免除及び給与等の取扱いに関する臨時措置について（協議・申請）

新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。）に係る抗体検査の実施に伴い、下記職員については、職務に専念する義務を免除することができるよう措置したいので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

あわせて、給与の減額免除については、任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14号の承認を、報酬の減額免除については、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）第15条第2項第4号に規定する任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

記

1 対象職員

新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受ける者

2 取扱いの内容

新型コロナウイルス感染症に関する抗体検査を受けるために公務に支障のない範囲で必要と認める時間について、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除をすることができる。

3 申請理由

新型コロナウイルス感染症対策として、都として抗体検査に積極的に協力する必要があるため。

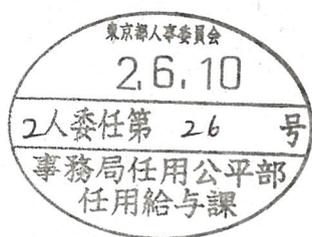
4 会計年度任用職員に関する取扱い

会計年度任用職員については、以下のとおりとする。

- (1) 職務専念義務 免除する
- (2) 報酬減額 免除する

5 期間

この取扱いは、令和2年6月1日から当面の間とする。



2人職第245号
令和2年6月8日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁
消防総監 安藤 俊雄



新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の職務専念義務の免除及び給与等の取扱いに関する臨時措置について（協議・申請）

新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。）に係る抗体検査の実施に伴い、下記職員については、職務に専念する義務を免除することができるよう措置したいので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

あわせて、給与の減額免除については、任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14号の承認を、報酬の減額免除については、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）第15条第2項第4号に規定する任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

記

1 対象職員

新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受ける者

2 取扱いの内容

新型コロナウイルス感染症に関する抗体検査を受けるために公務に支障のない範囲で必要と認める時間について、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除をすることができる。

3 申請理由

新型コロナウイルス感染症対策として、都として抗体検査に積極的に協力する必要があるため。

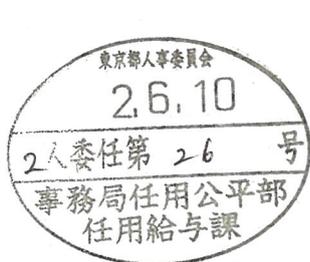
4 会計年度任用職員に関する取扱い

会計年度任用職員については、以下のとおりとする。

- (1) 職務専念義務 免除する
- (2) 報酬減額 免除する

5 期間

この取扱いは、令和2年6月1日から当面の間とする。



2 交職第 4 1 6 号
令和 2 年 6 月 8 日

東京都人事委員会 殿

東京都交通局長代理

次長 久我 英 男



新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の
職務専念義務の免除の取扱いに関する臨時措置について（協議）

新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）
附則第 1 条の 2 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）に係る抗体検査の実施に伴い、下記職
員については、職務に専念する義務を免除することができるよう措置したいので、職員の職務に専
念する義務の免除に関する規則（昭和 27 年東京都人事委員会規則第 1 号）第 3 条の規定に基づき、
貴職の意見を求めます。

記

1 対象職員

新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受け
る者

2 取扱いの内容

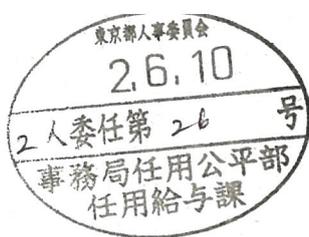
新型コロナウイルス感染症に関する抗体検査を受けるために公務に支障のない範囲で必要と
認める時間について、職務に専念する義務の免除をすることができる。

3 申請理由

新型コロナウイルス感染症対策として、都として抗体検査に積極的に協力する必要があるため。

4 期間

この取扱いは、令和 2 年 6 月 1 日から当面の間とする。



2 水職人第 237 号
令和 2 年 6 月 8 日

東京都人事委員会 殿

東京都水道局長
中嶋 正 宏



新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の
職務専念義務の免除の取扱いに関する臨時措置について（協議）

新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）
附則第 1 条の 2 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）に係る抗体検査の実施に伴い、下記職
員については、職務に専念する義務を免除することができるよう措置したいので、職員の職務に専
念する義務の免除に関する規則（昭和 27 年東京都人事委員会規則第 1 号）第 3 条の規定に基づき、
貴職の意見を求めます。

記

1 対象職員

新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受け
る者

2 取扱いの内容

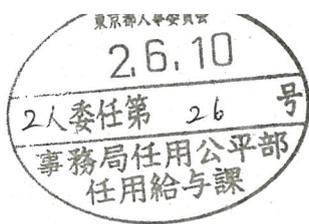
新型コロナウイルス感染症に関する抗体検査を受けるために公務に支障のない範囲で必要と
認める時間について、職務に専念する義務の免除をすることができる。

3 申請理由

新型コロナウイルス感染症対策として、都として抗体検査に積極的に協力する必要があるため。

4 期間

この取扱いは、令和 2 年 6 月 1 日から当面の間とする。



2 下職人第 210 号
令和 2 年 6 月 8 日

東京都人事委員会 殿

東京都下水道局長
和賀井 克夫



新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の
職務専念義務の免除の取扱いに関する臨時措置について（協議）

新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）
附則第 1 条の 2 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）に係る抗体検査の実施に伴い、下記職
員については、職務に専念する義務を免除することができるよう措置したいので、職員の職務に専
念する義務の免除に関する規則（昭和 27 年東京都人事委員会規則第 1 号）第 3 条の規定に基づき、
貴職の意見を求めます。

記

1 対象職員

新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受け
る者

2 取扱いの内容

新型コロナウイルス感染症に関する抗体検査を受けるために公務に支障のない範囲で必要と
認める時間について、職務に専念する義務の免除をすることができる。

3 協議理由

新型コロナウイルス感染症対策として、都として抗体検査に積極的に協力する必要があるため。

4 期間

この取扱いは、令和 2 年 6 月 1 日から当面の間とする。

計画の概要

- 厚生労働省では、3都府県※の協力を得て、性別、年齢を母集団分布と等しくなるよう層別化し、無作為抽出により選ばれた一般住民約3,000人（全体で1万人程度）を対象として新型コロナウイルスに関する抗体検査を行います。
- 測定に使用する機器等は、世界的にみて一定の基準を課している国において既に使用が認められているなど、一定の評価がなされているものを活用します。
- 6月より調査を行い、調査結果はまとまりましたら厚生労働省のホームページに公表します。

※ 100万人以上の都市を有する、人口が200万人以上の都道府県のうち、人口10万人あたりの新型コロナウイルス感染症累積感染者数が多い2自治体（東京都、大阪府）と少ない1自治体（宮城県）を対象とします。

実施内容

	住民調査
対象者	一般住民
対象人数	地域ごとに約3,000人（合計約10,000人） （※一定数血液検査会場に来場しない者を見込み多めに募集します）
対象地域	東京都・大阪府・宮城県
リクルート方法	各都道府県がアプリ等の媒体による希望者や住民基本台帳を用いて無作為抽出を行い、対象者を選定します。
測定機器等	以下、3種類の免疫測定法 アボット社（化学発光免疫測定法） モコバイオ社（蛍光免疫測定法） ロシュ社（電気化学発光免疫測定法）
実施時期	令和2年6月上旬
報告時期	調査結果がまとまり次第

